解散公告

当社は、平成二十三年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月八日

福岡市早良区城西三丁目一七番二〇号

株式会社ＵＭＵ

代表清算人　菅原　久勝

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十一月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月八日

埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目一七番九号

財団法人埼玉県自治会館

代表清算人　須田　健治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年八月十九日付けで東京都知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月八日

東京都港区南青山四丁目二〇番一四号南青山アパートメンツ一〇一号

医療法人社団まめだ会

清算人　関谷　秀一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月二十五日開催の社員総会の決議により解散致しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月八日

東京都世田谷区三宿二丁目二五番三

特定非営利活動法人公共政策総合研究所

代表清算人　福冨　健一

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十三年十一月十日神奈川県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月八日

神奈川県三浦市初声町三戸一〇六番地一

清算法人三浦市三戸土地改良区

清算人代表　三上　一夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年九月二十九日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月八日

富山県高岡市太田五〇二七番地

特定非営利活動法人日本吟謡歌曲舞踊総連盟

代表清算人　伊藤　幸雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年八月二十一日開催の理事会及び評議員会の決議並びに石川県知事の認可により、平成二十三年十一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月八日

石川県小松市園町ロ四五番地一

社会福祉法人さんわ会

清算人　近藤　守

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月三十日開催の臨時社員総会の決議及び平成二十三年十一月一日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月八日

三重県津市上浜町四丁目四五―二

医療法人江戸橋神経科内科クリニック

清算人　森　裕子

解散公告（第二回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により、平成二十三年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月八日

長野県下伊那郡高森町山吹八三九九―一

特定非営利活動法人Ｒｅｐａｙ

清算人　柴田　文子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月二十六日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月八日

三重県四日市市桜町八五〇二番地

清算法人桜北土地改良区

代表清算人　奥山　義弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月二十九日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月八日

高知市鴨部一丁目二〇番五三号

財団法人鴨部わかば保育園

代表清算人　山本　昌澄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日開催の理事会及び総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月八日

北海道留萌市大町二丁目三番地一海のふるさと館

社団法人留萌文化振興協会

代表清算人　古野　洋介

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年十一月十日付で東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月八日

東京都港区三田一丁目四番八〇号

三田小山町地区市街地再開発組合

代表清算人　小林　理壮

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月八日

長野県長野市松代町松代一五〇二番地

財団法人佐久間象山先生顕彰会

代表清算人　酒井　敏夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年十二月八日

愛知県尾張旭市三郷町中井田五五番地の一

（甲）株式会社タチ基ホーム

代表取締役　谷口　利幸

愛知県尾張旭市三郷町中井田五五番地の一

（乙）有限会社タチ基ハウジング

代表取締役　谷口　進

第21期決算公告

平成23年12月8日

愛知県尾張旭市三郷町中井田55番地の1

株式会社タチ基ホーム

代表取締役　谷口　利幸

貸借対照表の要旨（平成23年4月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	320,057
	固定資産	103,925
	繰延資産	6,354
	合計	430,337
負債及び純資産の部	流動負債	282,387
	固定負債	90,073
	株主資本金	57,876
	利益剰余金	40,000
	その他利益剰余金	17,876
	（うち当期純利益）	17,876
	合計	(6,036)
		430,337